

北 本 市 教 育 委 員 会 平 成 3 1 年 1 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	平成31年1月24日（木） 午後2時から3時13分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	清水 隆					
4 出席した委員の氏名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 鈴木義信	五	委 員 久保田篤正		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野副部長兼文化財保護課長、大島参事兼教育総務課長、草野学校教育課長、野本学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 平成31年北本市教育委員会1月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 平成30年北本市教育委員会12月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、5番の久保田委員にお願いする。					
4 非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が4件、議案が2件である。なお、本日の教委報告第4号及び教委議案第2号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいとお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。					
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いする。 原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第1号から第4号までの4件である。教委報告第1号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。					

(1) 教委報告第1号「教育長の決裁処分」	清水教育長： まず、教委報告第1号の1番「こども乗馬教室」について、学校教育課より、説明をお願いする。 野本学校教育課副課長： （教委報告第1号の1番の説明） 清水教育長： 教委報告第1号の1番について、質疑はあるか。 大保木委員： 当該事業の後援に関しては、昨年度も承認判断に悩むところであった。参加する子供達が限られることも見込まれ、申請団体の宣伝目的の要素も高く感じられることから、今回不承認とする判断は妥当とも考えられる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第1号の1番については、了承する。
(2) 教委報告第2号「平成30年度各小・中学校第2学期状況報告について」	清水教育長： 続いて、教委報告第2号「平成30年度各小・中学校第2学期状況報告について」、学校教育課より、説明をお願いする。 野本学校教育課副課長： （教委報告第2号の説明） 清水教育長： 教委報告第2号について、質疑はあるか。 大保木委員： P15の9（2）「長期欠席児童生徒の状況（30日以上）」の中学校の表中、1年の不登校生徒数の合計数に関し、昨年度同時期となる小学校6年生の時から増となった模様だが、中1ギャップの軽減に色々取り組む中において、この結果をどう受け止めるものか確認する。 野本学校教育課副課長： 不登校に関しては、色々複雑な条件・要素が重なることで発生してしまい、注意深い観察と丁寧なケアに努めているものの、この学年に対し、対応が追いつかなかったものと受け止めている。中1ギャップの軽減を図る上で、小中一貫教育に関する取組をさらに深めて対応していく。 また、小学校においては、学力向上支援員をはじめ、各種の支援員による総合的なフォローアップを行っているものの、中学校においては、予算等の都合から、こうしたマンパワーによる支援策について、なかなか拡充できないことが課題と捉えている。 原口教育部長： 担当課において、しっかりと分析し、対応するよう指導する。中1ギャップに関しては、個別の特殊事情もあるが、その大き

な理由としては、成長に伴って小学校の時の手法が通じなくなってくる、それから思春期による問題、そしてテスト等の順位付けによる学力の明確化によって、子供達の壁となり、不安材料になっているものと捉えている。

人間の価値は、学力のみで決まるものではないが、小学校の時において、その子の学力のある程度の部分を知らせた上で、良い部分をさらに伸ばしていく教育も必要と考えている。

その一方で、同じくP15の9(2)の小学校の表の状況を見た場合、こちらも数年前より増えている傾向から、その原因をしっかりと分析の上、的確に対応していく。

大保木委員： 本市では、学校4・3・2制による小中一貫教育の取組を推進しているため、取組の方法を含めて分析・研究の上、新たな改善策を講じてほしい。不登校児童生徒数が全国的に増加傾向にあることは、先日の文部科学省研修を通じて承知しているが、中1ギャップの問題を解消しなければ、この事態は繰り返されるものとなる。

草野学校教育課長： 委員ご指摘のとおり、不登校の数は全国的に増加傾向にあり、埼玉県内でも同様の傾向にある。本市においても、その割合は若干高い状況となることから、打開策の一つとして、学校4・3・2制による小中一貫教育の取組を、市の3月広報紙に掲載・紹介することについて検討している。

学校4・3・2制に関するアンケート調査を実施したところ、子供達の評判もよいことから、この調査結果を広報紙でPRし、当該制度の浸透を図るものである。学級満足度調査においても、本市では満足度に関して全国平均を上回ることから、全体的には学校が好きな子供達が多いものと考えているが、その中からもれてしまう子供達に対し、引き続き学校と連携しながら丁寧にケアしていく。

また2月には、教育長助言のもと、教職員に対し、不登校対策の研修会を実施する予定である。

清水教育長： 報告資料の当該項目に関し、前年度比や傾向の分析を示すなど、資料作成の工夫を事務局にお願いする。

金井委員： その際に、全国や県との比較ができる資料があると、なおよいと思われる。

大保木委員： P16の9(4)の「さわやか相談員活用状況」について、相談件数が前年度より大幅な増となっているが、その原因として、例えば、複数人あるいは大勢の友達同士で相談に向かうなど、単純に延べ人数が増となるものか確認する。

草野学校教育課長： 今回、大幅な増となるため、その相談内容を含め、原因等について現在調査を進めている。なお、昔と異なり、相談室の利用は予約制となることから、委員の例に挙げるようなケースはあまり見受けられないものとなる。

また、相談に関しては、教職員や生徒保護者、さらには児童保護者も利用可能であり、県の臨床心理士が定期的にカウンセリングを行うことから、こうした制度利用について周知され、大いに活用されているとの見方もできる。

清水教育長： 相談件数は増となるものの、相談人数は減となることについて、その原因を事務局に確認する。

草野学校教育課長： 相談回数を重ねていくような案件が減ったことに連動して、人数のカウントも減になるものと分析する。

安田委員： 先ほどの不登校の話しに戻るが、不登校と学力との因果関係について伺う。

原口教育部長： 中1ギャップに関し、学力に対する戸惑いが一つの要因となることは、先の説明のとおりであるが、学力の低い子供達に不登校が多い傾向にあるのも事実である。

安田委員： その中で、例えば、ステップ学級の利用や特別支援学級への入級が望ましいと思われる子も含まれるものか。

原口教育部長： 含まれるものである。その中で、自閉傾向にある子供に関しては、学力の問題よりも対人関係に難があることがネックとなるようである。経験上の話となるが、成績が上位となる学力の高い子供でも、自閉傾向が強いことから不登校となったこともある。

安田委員： 自閉傾向にあっても保護者の希望から、通常学級に在籍することとなったものか。

原口教育部長： そのとおりである。

安田委員： P15の9(3)の「中学校さわやか相談室登校生徒(2学期)」について、登校生徒数の表及び各校の具体的な状況を示す表の中に、不登校や長期欠席の生徒を含むものか確認する。

原口教育部長： 不登校の定義としては、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとなり、その中で学

級復帰を目指して相談室登校を行うケースもあることから、時期によっては集計の中に混在する場合もある。

安田委員： 相談室登校は出席扱いと解してよいか。

原口教育部長： お見込みのとおりである。なお、個々の登校の様子については、（３）の各校の具体的な状況の表に示すとおり、滞在時間や内容など様々となるが、当該相談室の存在が、学級復帰への一助、あるいは学校に行けなくなる子供達を減らしているものと考えている。

清水教育長： 不登校に関して、ある例では、部活動に力を注ぐことで、宿題をこなす時間がなく、早朝に対応するものの、段々学力を保つことが困難となり、不登校になってしまったというケースもある。あくまで一例となるが、不登校は色々な理由が重なって起こり得るため、本市に限らず全国的に深刻な問題である。

久保田委員： P６の４「特色ある教育活動・地域との連携等」の中に挙げられている「あいさつ運動」について、少し個人的な話をさせていただく。

加須市や熊谷市のとある地域の通学路付近で仕事をする機会があり、そこでは、子供達の方から積極的に挨拶を交わしていた。挨拶を受ける側として、大変気持ちが良くなることを感じる一方で、本市においては、こうした取組がなかなか浸透していないようにも感じられる。

こうした他市との差を考えた場合、この「あいさつ運動」に関しては、学校単位によるものか、あるいは市全体としての取組なのか確認したい。

野本学校教育課副課長： 基本は学校単位で取り組むものとなる。日常生活における挨拶に関しては、各学校でしっかり指導しているものの、登下校中においては、不審者への対応の部分もあることから、デリケートに取り扱う必要もある。

清水教育長： 「あいさつ運動」に関しては、学校単位による取組のほか、小中一貫教育の取組を通じて実施するものもある。

金井委員： 余談となるが、不審者等への対応として、過去のPTAの取組の中で、劇団の方を通じて子供達に一定距離の所まで近づかないよう伝えるものがあった。

また、久保田委員の話にあった他市との差については、地域性の要素も高いものと思われる。子供達に対して、地域の方から積極的に声掛けし、必然と習慣付いていることも考えられる

ため、本市においても、大人の方から声掛けすることで、自然に浸透していくものと思われる。

清水教育長： 習慣付けに関しては、学校単位での対応も底があるため、市教委を中心とした全体的な取組が必要と思われる。

金井委員： P1の1「学校教育目標の達成状況について」の中で、北小の達成状況に掲げる「土曜補習」の指導者について確認する。

野本学校教育課副課長： 交代制により教員が補習対応を行っているものである。当該事業は県の補助対象となり、任命権者が異なる県費教職員の休日対応となることから、謝金対応を行っているものとなる。

金井委員： 教員の補習対応の頻度について伺う。

草野学校教育課長： 各校の年間計画に基づき実施するものだが、1人当たりとしては、年間で10回から15回位の対応となる。なお、実施規模や対象学年については、各校の状況に応じて異なる。

金井委員： 1回当りでどの位の教員数を要するものか。

草野学校教育課長： 多い時で10人位となるが、教員の負担とならないよう、交代制により調整している。

金井委員： 義務的に行うものではなく、補習が必要と思われる子供達に対して教員の方から声掛けの上、双方の合意に基づき実施しているものであればよい。

金井委員： 先ほどのP16の9(4)の「さわやか相談員活用状況」に関して、報告資料の作成に係る要望となるが、活用件数の推移について、国や県との比較、あるいは折れ線グラフ等で表し、その傾向を示せる作りとしてほしい。

相談した結果に応じて、通常学級で就学することに落ち着くものか、あるいは相談室登校や不登校となるものか、公表に支障のない範囲で、相談結果の分岐先を示せると、全体的な傾向と対応策について分析できるものと考えられる。

また、中1ギャップと不登校に関しては、例えば、小学校5・6年生の子供達に対し、担任・副担任・管理職を含む教員の方達が、1日の中でどれだけ子供達に時間を費やすものか、調査・研究する必要があると考える。

児童数の小規模校・大規模校とでは、それぞれで費やす時間も異なることが想定されるほか、規模が異なる小学校同士の進

	学先中学校においては、さらに状況が変化することが予想される。こうした色々な視点に立った分析、あるいは文部科学省の調査結果等を踏まえ、課題解決に当たってほしい。 安田委員： 参考質問となるが、P 9の6(3)「大会に係る表彰」の中において、近代3種(水泳とコンバインド(ランニングと射撃))の競技で入賞した生徒が挙げられているが、射撃の練習は何処で行っているものか確認する。 野本学校教育課副課長： クラブチームで行っているものと推測するが、確定情報ではないため、分かり次第、情報提供する。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第2号については、了承する。
(3) 教委報告第3号「平成31年北本市成人式の実施報告について」	清水教育長： 続いて、教委報告第3号「平成31年北本市成人式の実施報告について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 平井生涯学習課長： (教委報告第3号の説明) 清水教育長： 教委報告第3号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第3号については、了承する。
6 議案審議	清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、お願いします。 原口教育部長： 教委議案第1号から第2号までの2件について、お願いします。
(4) 教委議案第1号「北本市の部活動の在り方に関する方針について」	清水教育長： それでは、教委議案第1号「北本市の部活動の在り方に関する方針について」、学校教育課より、説明をお願いします。 野本学校教育課副課長： (教委議案第1号の説明) 清水教育長： 教委議案第1号について、質疑はあるか。 金井委員： P 1の(5)の枠線内に示す記述については、「中学校学習指導要領解説編総則編」の中の規定をそのまま抜粋したものか確認する。

野本学校教育課副課長： そのとおりである。

金井委員： その場合、続くP2の上から2行目において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について」とする幾つかの項目立てが明記されるものとなるが、このことが、本市の状況にマッチングするものか確認する。

野本学校教育課副課長： 本市における部活動の加入に関しては、原則、全員加入として呼びかけをするものとなる。

金井委員： 加入の呼びかけについて、市内全中学校で共通の対応となるものか。

草野学校教育課長： 各中学校の対応に多少の差はあるものの、基本は全員加入を呼びかけるものとなる。なお、未加入の生徒に対し、他の活動に参加しているかなど、その様子の確認を行っている学校もある。

原口教育部長： 時代の変化により、部活動の加入に対する子供達の考え方も変化しているが、あくまで自主的、自発的なものとし、強制加入とするものではない。

金井委員： 市教委においても、加入に対する考え方や取り扱いについて統一化を図り、各校へ指導のもと、共通の取り扱いとすることが望ましい。

鈴木委員： 例えば、保護者や子供が希望する競技等によっては、将来のことを考え、学校の部活動には加入させず、個別に専門的な練習をさせたいと考える方もいる。数年前には、そうした相談もあったことから、絶対的な加入とするのか、あくまで自主的、自発的なものとするのか、その棲み分けを明確にした方が良いと思われる。

清水教育長： このことに関し、事務局は調査・研究の上、対応の方向性を示すようお願いする。

金井委員： 今後の対応としての検討をお願いする。

大保木委員： この件に関しては、現在も各学校でスムーズに対応していることから、各学校長に委ねることでよいと考えられる。市教委としては、学習指導要領の規定を示す程度とし、この部分をあまり強調し過ぎないものとするのも一案と思われる。

	金井委員： 大保木委員の考え方に同調するものの、今回から全体的な方針を定めることで、各学校長が困惑することもある。このため、取り扱いの判断に苦慮することのないよう、棲み分けを明確にすることも必要と考える。 大保木委員： 今回の方針の核となる部分は、部活動を運営していく上で、生徒や教員に負担が掛かり過ぎないように、その考え方を示すものとしてよいか。 原口教育部長： そのとおりである。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第1号については、可決する。
7 非公開審議	清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。
(5) 教委報告第4号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」	清水教育長： それでは、教委報告第4号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 平井生涯学習課長： （教委報告第4号の説明） 清水教育長： 教委報告第4号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第4号については、了承する。
(6) 教委議案第2号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」	清水教育長： 続いて、教委議案第2号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、この案件には安田委員及び鈴木委員の一身上に関する内容が含まれているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、安田委員及び鈴木委員の退室を求める。 — 安田委員及び鈴木委員が退室する — 清水教育長： それでは、教委議案第2号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、学校教育課より、説明をお願いします。 野本学校教育課副課長： （教委議案第2号の説明）

8 閉会の宣言	清水教育長： 教委議案第2号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第2号については、可決する。 — 安田委員及び鈴木委員が入室する — 清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会1月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 平成31年 2月12日 教 育 長 <u>清水 隆</u> 署名委員 <u>久保田 享二</u> 書 記 <u>山本 一真</u>